一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十三度九分四十二秒、東経百二十九度四十二分五十八秒の点 二　北緯三十三度九分四十一秒、東経百二十九度四十二分五十一秒の点 三　北緯三十三度九分四十二秒、東経百二十九度四十二分三十五秒の点 四　北緯三十三度九分五十二秒、東経百二十九度四十二分二十三秒の点
三に掲げる点と四に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十三度九分三十九秒、東経百二十九度四十三分六秒の点 二　北緯三十三度九分二十八秒、東経百二十九度四十二分五十三秒の点 三　北緯三十三度九分二十一秒、東経百二十九度四十二分十八秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百三十九　海上自衛隊平瀬地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
長崎県佐世保市	長崎県佐世保市	
平瀬町無番地	平瀬町（次の図面に示す部分に限る。）	相生町、泉町、上京町、今福町、鵜渡越町、天神町、栄町、祇園町、島瀬町、下京町、高砂町、新港町、高梨町、戸尾町、常盤町、名切町、清水町、木場田町、金比良町、京坪町、福石町、東大久保町、花園町、八幡町、浜田町、比良町、松浦町、松川町、本島町、宮地町、山県町及び万津町

二百四十　海上自衛隊大波射撃場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
京都府舞鶴市	京都府舞鶴市	
大字大波	字大波下（次の図面に示す部分に限る。）	字朝来中（次の図面に示す部分に限る。）、字大波上（次の図面に示す部分に限る。）、字河辺中（次の図面に示す部分に限る。）、字平（次の図面に示す部分に限る。）、字室牛（次の図面に示す部分に限る。）及び中田町
一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十五度二十九分四十八秒、東経百三十五度二十三分五十三秒の点 二　北緯三十五度二十九分五十七秒、東経百三十五度二十三分四十四秒の点	
三に掲げる点と四に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	三　北緯三十五度三十分三十二秒、東経百三十五度二十三分三十二秒の点 四　北緯三十五度三十分五十二秒、東経百三十五度二十三分四十二秒の点 五　北緯三十五度三十分五十七秒、東経百三十五度二十三分四十七秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。